

# 米トレーサビリティ制度が スタート!

## 目的

問題が発生した場合などに、流通ルートを速やかに特定でき、事業者にとっても、コストをかけずに混乱や消費者の買い控えを避けることができます。

生産者

流通業者

米加工品  
製造業者

小売販売  
業者

外食業者

業者間の取引等の記録の作成・保存が義務付けられます。

平成23年7月1日から  
一般消費者まで  
産地情報の伝達が義務  
付けられます。

お問い合わせ先

北海道農政事務所

食糧部消費流通課  
TEL : 011-642-5470

東北農政局

食糧部消費流通課  
TEL : 022-237-5025

関東農政局

食糧部消費流通課  
TEL : 048-740-0385

北陸農政局

食糧部消費流通課  
TEL : 076-241-5371

東海農政局

食糧部消費流通課  
TEL : 052-763-4376

近畿農政局

食糧部消費流通課  
TEL : 075-366-4052

中国四国農政局

食糧部消費流通課  
TEL : 086-223-7673

九州農政局

食糧部消費流通課  
TEL : 096-211-9353

内閣府沖縄総合事務局

農林水産部消費・安全課  
TEL : 098-866-1672

農林水産省総合食料局

食糧部消費流通課  
TEL : 03-6744-1703

●農林水産省のHPでは、米トレーサビリティ法についての詳しい情報を掲載しています。

URL [http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome\\_toresa/index.html](http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html)

米トレーサビリティ法

検索

(注)「米穀(玄米・精米等)、米粉や米こうじ等の中間原材料、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん」が対象品目です。  
平成23年7月1日より前に、「a.国内で生産されたものについては、生産者から譲り渡された米穀」、「b.輸入されたものについては、国内需要者等に譲り渡された米穀、米加工品」、「c.a.の米穀、b.の米穀又は米加工品を原料とする米加工品」については、産地の記録は不要です。